

平成26年第2回臨時会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成26年4月16日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成26年4月16日（水曜日） 午前10時24分～午前11時09分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金谷道男	副委員長	秩父博樹
委員	佐藤文子	委員	大野忠夫
委員	鎌田正	委員	橋本五郎
委員	橋村誠		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	議会事務局長：木村喜代美
神岡支所長：伊藤利之	西仙北支所長：今野幸宏
中仙支所長：足達 隆	協和支所長：佐々木淳一
南外支所長：佐々木清哉	仙北支所長：竹内徳幸
太田支所長：鈴木喜一	総務部次長兼総務課長：伊藤義之
総務部次長兼契約検査課長：久保江信晴	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
総務部次長兼総合防災課長：平 寛二	会計管理者：進藤 久
監査委員事務局次長待遇兼事務局長：佐藤智弘	秘書課長：福田 浩
財政課長：舩谷祐幸	管財課長：舩屋博之
選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄	

市民部長：山谷勝志	市民部次長：高階 仁
市民部次長兼消費生活相談室長：西村とも子	環境交通安全課長：富樫公誠
市民課長：田口禎幸	国保年金課長：佐藤和久

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

審議案件

第1 報告第1号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）

第2 報告第2号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第3 報告第3号 専決処分報告について（平成25年度大仙市一般会計補正予算（第9号））

午前10時24分 開会

○委員長（金谷道男） 会議に先立ちまして、平成26年度の定期人事異動で職員の異動がありましたので、当局から出席職員の紹介をお願いいたします。

はじめに総務部関連の出席職員の紹介をお願いします。

（佐藤総務部長から順次自己紹介する）

○委員長（金谷道男） 次に、市民部の出席職員の紹介をお願いします。

（山谷市民部長から順次自己紹介する）

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

それでは審査に入りますが、審査担当課以外の職員はご退席をお願いいたします。

（審査に関係の無い職員は退席）

○委員長（金谷道男） 改めまして、おはようございます。

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

年度も改まりましたので、ここで私どもも気持ちを新たに仕事に邁進して参りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

それでは、審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。

佐藤総務部長、お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 改めまして委員の皆様にはお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度1年間、どうかよろしくお願い申し上げます。

今次、臨時会におきましてご審議をお願いいたします案件につきましては、条例改正に係る専決処分報告が2件、それから平成25年度の補正予算に係る専決処分報告が1件の合計3件でございます。各案件につきましてはよろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上であります。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査をいたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたしたいと思います。

なお、説明は、座ったままで結構でございます。

○委員長（金谷道男） それでは、はじめに報告第1号、「専決処分について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長兼税務課長。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） それではご説明させていただきます。

資料No.1、1ページからとなっております。

報告第1号、専決処分報告について、でございます。

次に3ページをお願いいたします。

大仙市条例第19号、大仙市税条例の一部を改正する条例、平成26年3月31日公布しております。

このことにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日公布され、一部を除き平成26年4月1日から施行されることに伴い、標記条例の一部を改正する必要がございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容についてご説明申し上げます。なお、改正条文につきましては、割愛させていただきます。改正要旨についてご説明をさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

始めに第1条、大仙市条例の一部を次のように改正するとしております。

始めに市民税に係る改正内容について、ご説明申し上げます。

法人税法において、外国法人の支店及び事務所等の事業を行う場所が新たに定義されたこと、あるいは法人住民税法人税割の税率を、「100分の14.7」から「100分の12.1」に引き下げさせていただきます。

また、地方法人税の創設に伴い、外国税額控除の適用対象に、当該地方法人税を加えられるとともに、外国法人の申告の制度についても新たに規定させていただきます。

次に公益合併法人が、公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合にあっては、当該財産等に係る譲渡所得などについて非課税とし、市民税の所得割の特例が摘要されるとしたものでございます。

また、公益法人の移行期間が終了したことから、移行中の固定資産税を非課税とする特例について廃止をし、新たに移行後の一般社団法人の当該固定資産税を非課税とするものに改正してございます。

次に肉用牛の1,500頭までの売却に係る事業所得に係る所得割の市民税の免除に係る特例につきまして、その適用期限が3年延長され平成30年度までとするものでございます。

次に優良住宅地の造成のための土地の譲渡についての市民税の特例を3年延長し、平成29年度までとするものでございます。

また、非課税口座からの贈与、遺贈により払い出しがあった場合の市民税の所得割について、100分の6を100分の3とするものでございます。

次に、固定資産税に係る改正内容について、でございます。

固定資産税の非課税の対象に、社会福祉法人等が実施する小規模保育事業並びに「認定子ども園」の用に供する固定資産税が追加されてございます。

また、公害防止用設備及び浸水防止設備等に係る固定資産税等の課税標準を3分の1に軽減する設備等を新たに5設備追加するものでございます。

また、耐震改修を行った家屋について、固定資産税を2年度分に限り2分の1とするものでございます。

次に公益法人制度改革により、従来の公益法人から、新公益法人若しくは一般社団法人・一般財団法人へ移行する期間が過ぎたことから、移行中の期間の当該法人の固定資産税の非課税措置を廃止するとともに、一般社団法人の非課税について規定してございます。

次に軽自動車税に係る改正内容ですが、軽自動車等の税率の引上げ並びに重課の新設に伴う所要の改正としておりますが、引き上げ率につきましては、自家用乗用車の税率については、1.5倍、その他にあっては中小企業者等の負担を考慮し1.25倍に引き上げ、二輪車については、1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率については、2,000円に引き上げるものでございます。一例ですけれども、軽自動車の乗用車については、7,200円が10,800円、これが1.5倍となっております。

軽自動車の貨物については3,000円が3,800円、これが1.25倍となっております。原動機付自転車、50ccの場合ですけれども、1,000円が1.5倍では1,500円になりますけれども、2,000円未満については2,000円に引き上げる改正となっており、この原動機付自転車については2,000円となっております。

また、重課ですが、新規登録から13年を経過した3輪以上の軽自動車について、通常の軽自動車税の1,2倍の重課が新設されてございます。

その他の改正としましては、規定を削除し、今後は地方税法を根拠とするもの並びに地方税法等の改正により、条数などのずれによる引用法令など所要の改正としてございます。

次に、第2条、大仙市条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例としてございます。このことにつきましては、平成25年12月議会定例会で議決をいただいた市税条例につきまして、この度の地方税法等の改正等によりさらに改正が必要となったことから、この当該改正に伴う条文の整理等のための改正となっております。

なお、この条例の施行日については、施行期日等所要の経過措置を設け、一部を除き、平成26年4月1日から施行するとしてございます。

主立った施行日については、法人税割りの税率等の改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、公益法人にかかる改正については平成27年1月1日、軽自動車税にかかる改正は平成27年4月1日、外国法人にかかる改正は平成28年4月1日、市民税の所得割にかかる改正は平成29年1月1日から、それぞれ施行するとしてございます。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今回の専決処分についての私たちの方で問題と感じているのは、この軽自動車税の税率の引き上げについて感じているところでありましてけれども、いずれ消費税が増税される前の駆け込みと、それから来年度からの軽自動車税の増税というふうなことから、昨年度から今年3月までの間の軽自動車等の販売台数も相当あったもの

と考えられますけれども、今、市の保有、自動車の保有台数に占める軽自動車の台数の割合というものはどのようになっているのか、多分増えたと思うんですけれども、どんなふうになっているのか教えてください。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤次長。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 軽自動車税ですけれども、25年度末ですけれども、件数にしては4万5千台ほどございます。それで軽乗用車についての、これは自家用ですけれども、これにつきましては、1万8,700台ほどございます。軽四輪貨物、あるいは営業も含めてなんですけれども、これについては、1万4千台ほどございます。それと、平成25年度のいわゆる新規取得分新車台数ですけれども、平成25年度中では、乗用については、2,200台、それと四輪合計では、これを含めて3,100台ほどなっております。よろしいでしょうか。

○委員（佐藤文子） 四輪に対する軽自動車の割合ってどのくらいになっているんしか。
四輪自動車、乗用自動車も含めてわかるんしべ。

○委員長（金谷道男） はい、部長。

○総務部長（佐藤芳彦） あくまでも大仙市で徴収しているのは軽自動車だけなので、普通自動車に関しては、自動車取得税、県税なので、普通自動車の保有台数については、ちょっと今、把握していない、県に聞いてお答えいたしたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） だいたい半分くらいは軽が普通乗用車の販売台数の伸びが非常に悪くなっているというふうな中で、軽の伸びが高くなっている、そういうことで、県の方でも半分くらいは、軽だろうというふうなことで、非常に軽の、軽自動車の税金が上がるというふうなことは、自動的に市民の市税収入の立場からすれば市の財政にとっては、良いことなのかも知れませんが、いずれ市民負担というふうなものでは、かなり大きくなるだろうなというふうなことを感じたものですから聞いてみました。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は報告第1号、専決処分報告、大仙市税条例の一部改正に反対を表明したいと思います。

反対の理由は、本条例改正に含む軽自動車税の引き上げは認められないという立場からであります。政府が消費税増税に伴い、自動車業界の強い要求に添って自動車取得税廃止に向け、引き下げを行いました。軽自動車税の大幅引き上げはその見返りとして行われ、27年度以降の新車から実施されるものであります。

急速に販売台数を拡大させている軽自動車への増税は、経費を削るために軽に乗り換えてきた庶民に対して重い負担を課すものであります。

また、公共交通機関の衰退する地方、また農村都市においては、軽自動車は通勤、通院、保育所送迎、農作業など生活全般にわたってかかせないものであります。

2台、3台と保有している家庭も少なくありません。こうした中で消費税増税の上、軽自動車税の増税は二重に庶民に負担を強いるものとして、賛成はできないものであります。以上で終わります。

○委員長（金谷道男） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は「承認」することに、賛成の方は挙手願います。

（5人が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。

よって本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、報告第2号、「専決処分について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長兼税務課長。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） それではご説明させていただきます。

同じく資料No.1をお願いいたします。10ページでございます。

報告第2号、専決処分報告について、でございます。

次に12ページをお願いいたします。

大仙市条例第20号でございます。大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成26年3月31日公布してございます。

大仙市国民健康保険税条例を次のように改正するとしてございます。

このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により大仙市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分しましたので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主な内容についてご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、改正要旨についてご説明させていただきます。

大仙市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するとしてございます。

このことにつきましては、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を引き上げるもので、後期高齢者支援金課税額の課税限度につきまして「14万円」を2万円引き上げ、「16万円」。介護納付金課税額の課税限度額について「12万円」を2万円引き上げ、「14万円」にしようとするものでございます。

また、5割軽減の判定の際の所得の算定につきまして、被保険者の区分について世帯主を除いていたものを、今回の改正で加えてございます。

また、2割軽減の判定の際の所得の算定では、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の35万円から10万円引き上げ45万円としてございます。

これにより、軽減対象となる所得基準額が引き上げとなり、低所得者に対する保険料軽減の対象世帯が拡大することになります。

また、地方税法施行規則の改正に伴いまして、所要の改正をしてございます。

施行日については、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度までの国民健康保険税については、なお従前のおりとするものでございます。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 本改正には反対するものではありません。

その点から一つ教えて頂きたいことはですね、今回のこの限度額が引き上がることに
ついて、限度額を超える世帯というふうなものはどれだけの動きがあるものなのか。そ
の数についてお知らせ頂きたいということが1点。もう一つは、軽減税率の改善によ
りまず軽減世帯の増加が見られると思いますけれども、それはどれだけの世帯が増えるも
のなのか、教えて頂きたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤次長。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） 課税限度額の引き上げに伴う増分ですけれども、これに
つきましては、実は平成26年度末、25年の3月31日現在の被保険者数等で積算し
ておりますけれども、課税限度額の引き上げに伴う増額分については、約700万円ほ
ど見込んでございます。世帯数につきましては約130世帯、被保険者353人と見込
んでございます。あくまでも平成25年度算定ですので。

次に軽減分ですけれども、これにつきましては、約3,800万円軽減が拡大すると
見込んでございます。世帯数につきましては約700世帯、被保険者数につきましては
約1,700人程度と見込んでございます。以上です。

○委員（佐藤文子） これらの方々が軽減に該当して、新たに増える分としていうふうな
ことで考えて良いですね。

○次長兼税務課長（佐藤哲男） はい。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に報告第3号、「専決処分報告について（平成25年度大仙市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。平次長兼総合防災課長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは報告第3号、「専決処分報告について（平成25年度大仙市一般会計補正予算（第9号））についてであります。総合防災課所管分について、説明いたします。

補正予算書は13ページをお願いいたします。

歳出3款5項1目20事業、復興支援事業の財源振替を行うものでございます。

これは民生費寄付金のうち、昨年12月10日以降の精巧堂印刷所内の雪んこカード事務局、大仙市商工会などから寄付金5件分、22万2千円について、その趣旨である東日本大震災の被災地支援に充てるために行うものであります。以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません。現在の復興支援事業の具体的な活動内容を教えてください。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） ただ今、復興支援の具体的な内容についてでありますけれども、被災地に向けて、花火の際に招待客を招くであるとか、それら、総額、26年度予算につきましては、283万8千円の予算を置いて、被災地に対して支援していくという形になってございます。

○委員（佐藤文子） これ25年度の補正予算だから、既に事業は終わっているものだと思うんですけども、この財源振替をした、そのことで、結局25年度の事業はその花火一つだけだったということですか。まだまだあるでしょ。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） すみません、ちょっと。

○委員長（金谷道男） 暫時、休憩いたします。

休憩（午前10時55分～午前11時07分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの件について、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） この事業につきましては、花火招待事業のみということとであります。

それで、先ほど26年度当初予算と申しあげましたけれども、25年度当初予算額の誤りでございまして、283万8千円の当初予算額であります。25年度における支出済額が258万円ほどであります。それで、これまで頂いた12月末までの寄付金につきましては、補正で3万6千円を財源振替で、この財源に充ててございました。今般、22万2千円を一般財源で充てていたものを、この寄付金を充てがうということでありまして、258万のうち、26万円ほどを充てがうということとでございます。よろしくお願ひします。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願ひたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午前 11 時 09 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男